

公的資格活用チーム 令和元年度 活動報告

1. 公的資格活用チームの活動報告

1. 1 チームのメンバー

公的資格活用チームは以下の6名により活動を行った。

長崎 均(建設/水産/海洋)、有瀧宗重(繊維)、内田 勉(建設/森林)、國弘 実(農業)、黒澤兵夫(情報/総合管理)、松山正弘(上下水道)

1. 2 チーム会議の実施状況

公的資格活用チームの会議の実施状況は、以下のとおり6回実施された。

3月からは新型コロナウイルスのため、会議は開催されなかった。

回	月日	議事内容
1	10月10日	前年度の活動状況及び本年度の活動計画について
2	10月31日	前年度の要望8項目の精査、アンケート調査の計画など
3	11月29日	新たに検討する国家資格の有無(カルタヘナ法)など
4	1月14日	アンケートの実施について、発注者の技術士取得状況について
5	2月12日	4つの陳情書について、品確法、建設業法改正について、
6	2月19日	発注者の技術士取得の動機付けについて、公的学校法人への働きかけ
7	3月16日	(新型コロナ対策のため休会)

1. 3 公的活用の現状

技術士資格の公的活用に関しては、2018年度末現在、中央省庁の所管資格について18の資格で技術士等の活用が認められている(別表-1)。また、技術士及び技術士第二次試験合格者に対し、主な公的資格取得上の免除等が認められている(別表-2)。現在、建設系の一部分野を中心に、技術士資格を業務資格や業務執行の要件としている。

1. 4 公的活用の領域拡大に向けた取組

1) 資格活用領域の拡大に向けた要望書の作成

本年度の活動として、表-1に示した昨年度要望がなされた8項目について検討した結果、既に技術士が登用されており技術士部門の横出しは可能性大とした以下の4項目について要望書を取りまとめた。要望書をp3~6に示した。

- ① 作業環境測定士(第一種・第二種)
- ② 公害防止管理者(水質関係)
- ③ 環境計量士
- ④ 廃棄物処理施設技術管理者

表一 1 技術士資格活用要望の可能性評価

No.	資格名称 所管省庁	現状の必要資格	技術士登用要望	留意点	可能性 の評価
1	・医薬品等総括製造販売責任者 ・医療機器等総括製造販売責任者 ・再生医療等製品総括製造販売責任者 【厚生労働省】	・薬剤師 ・ただし、以下に記載の医薬品（生薬、医療用ガス類、医薬部外品、化粧品）のみを扱う場合は、薬剤師に代え、それぞれ条文中に掲げる技術者として加えることができる（専門課程終了後3年の実務）	①総括製造販売責任者として医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品などでは、技術士（生物工学部門）を新に登用 ②製造管理者として「生薬を粉末にし、又は刻む工程のみを行う製造所において製造される医薬品（規則第88条第1項第1号）や「医療の用に供するガス類のうち、厚生労働大臣が指定するもの（医療用ガス類）（規則第88条第1項第2号）、化粧品や医薬部外品（上記の大臣指定のもの以外）、医療機器や生物由来製品等は技術士（生物工学部門）がその専門性の観点からも適任である場合がある。 ③体外診断用医薬品の製造所における管理者の要件として、薬剤師に加えて技術士（生物工学部門）を加えることが可能である。	・薬剤師は30万人もいる ・大学の薬学部で6年生もしくは4年生で大学院・実務実習2年で受験資格となる。（資格取得のルールが明確となっている） ・生物工学部門の技術士会会員は167名である	可能性 小
2	作業環境測定士（第一種・第二種） 【厚生労働省】	・受験資格には18通りの経験・学歴等が定められているが、その中のひとつに「技術士試験の第二次試験に合格した者」とがある	①登録講習免除の資格として、「環境計量士（濃度関係）」に加えて、「技術士（環境部門（環境測定）」を追加することを要望する。 ②筆記試験共通科目の一部免除を受けることのできる資格として、「技術士（化学部門）、（金属部門）、（応用理学部門）」に加えて、「技術士（環境部門）」を追加することを要望する。	・作業環境測定士の登録者数については、平成21年度までの累計で、第一種：5,582名、第二種：7,603名、書換等：9,010名という数字がある。（参考：平成28年度の試験結果/一種二種合計で受験者数2,542人、合格者数1,210人、合格率47.6%） ・環境部門の技術士会会員は472名である	可能性 大
3	生産業務等安全主任者 【財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】	・カルタヘナ法申請マニュアルにおいても、生産業務等安全主任者の資質要件は明記されていない。	・生物工学部門の技術士第二次試験合格者は上記の「製造上の安全性を確保するための知識及び技術に高度に習熟した者」に相当すること、また技術士には継続研鑽による資質向上の責務が義務付けられており、科学技術に関する専門的応用能力を駆使して安全管理に携わることができるため、生産業務等安全主任者としてふさわしい人材として提案するものである。	・主務大臣は、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣と幅が広い ・そのため技術士が活躍しやすい可能性がある。 ・生物工学部門の技術士会会員は167名である	可能性 小
4	公害防止管理者（水質関係） 【大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省】	・国家試験合格または資格認定講習修了のいずれか	・「公害防止管理者等資格認定講習」の受講資格のうち水質関係第1種・第2種・第3種・第4種の技術資格として、現在は技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）（農業部門）（応用理学部門）（環境部門）が指定されているが、これに技術士（生物工学部門）を追加することを要望する。	・既に技術士の活用が認められている ・生物工学部門の技術士会会員は167名である ・他部門（水産など）の技術士の検討も必要	可能性 大
5	環境計量士 【経済産業省】	実務経験などのほか、濃度関係では技術士（衛生工学部門）の登録、騒音・振動関係では技術士（応用理学部門（物理及び化学））の登録が認められている。	・環境計量士の登録に必要な条件は、国家試験に合格し、かつ、経済産業省令で定められているいずれかの条件を満たしていることである。後者の条件として、区分に応じた実務経験などのほか、濃度関係では技術士（衛生工学部門）の登録、騒音・振動関係では技術士（応用理学部門（物理及び化学））の登録が認められている。これに、濃度関係及び騒音・振動関係の両区分で、技術士（環境部門）の登録を追加することを要望する。	・既に技術士の活用が認められている ・環境部門の技術士会会員は472名である	可能性 大
6	廃棄物処理施設技術管理者 【環境省】	・（一財）日本環境衛生センターの講習を受講	「廃棄物処理施設技術管理者」となるための資格として、技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）に加えて、技術士（環境部門）を追加することを要望する。	・既に技術士の活用が認められている ・環境部門の技術士会会員は472名である	可能性 大
7	「昇降機型式適合認定」の審査業務 【国土交通省】	・指定認定機関 例：（一社）日本建築設備・昇降機センターなど	・昇降機の安全装置などに係る基準への適合性の審査にあたっては、機械・電気に関する高度な知識が必要であると指摘されている。技術士は、技術的専門知識と高等の応用能力及び豊富な経験を有していることから、この型式適合認定の審査業務は技術士（機械部門、電気電子部門）が行うことを提案する。	・この認定業務についての審査資格要件は公表されていない ・国のワーキング提言書では、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が関与するあり方を検討する必要があると報告 ・機械部門及び電気電子部門技術士会会員はそれぞれ1,564名、1,651名	可能性 小
8	「自動車完成検査」の監査機能 【国土交通省】	・自動車会社が独自の基準で認定	・国（国土交通省）の内部に技術監査人からなる技術監査室を設置していることから監査体制を構築する案を提案する。 ・技術監査人は、公益確保の責務を有する技術士とする。技術監査室の技術監査人が国（国土交通省）を代行して技術監査を実施する。 （現在は工場による自主監査、本社による内部監査、国交省による定期監査が行われ、また、ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を受けている）	・国土交通省の新たな組織づくりはハードルが高いと考えられる。 ・技術監査人に技術士を登用するのは国交省の通達で行える可能性がある。 ・機械部門技術士会会員は1,564名	可能性 小

① 「作業環境測定士（第一種・第二種）」の登録講習及び筆記試験科目の免除資格として「技術士（環境部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

作業環境測定士は、作業環境測定法の規定等に従って、指定作業場若しくは作業環境測定機関に勤務し、作業環境測定を実施している。

作業環境測定士には、作業環境測定におけるデザイン、サンプリング、簡易測定器による分析業務のみを行うことができる第二種作業環境測定士と、それらの業務に加えてすべての分析手法を用いた分析業務（解析を含む）を行うことができる第一種作業環境測定士の二種類がある。

作業環境測定士の登録講習免除の資格として環境計量士（濃度関係）が採用されているが、技術士（環境部門）は、実務として同等以上の経験が試されている試験内容であり、同等の技術を有していると判断される。筆記試験の科目の免除を受けることのできる者として技術士（化学部門、金属部門、応用理学部門）が採用されているが、技術士（環境部門）も試験問題内容から判断して、作業環境測定士の試験範囲を包含しており、同等の技術を有していると判断される。

2) 要望事項

「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」及び「作業環境測定法（昭和50年法律第28号）」に基づく、作業環境測定士の受験に際して以下を要望する。

①登録講習免除の資格として、「環境計量士（濃度関係）」に加えて、「技術士（環境部門（環境測定）」を追加することを要望する。

②筆記試験共通科目の一部免除を受けることのできる資格として、「技術士（化学部門）、（金属部門）、（応用理学部門）」に加えて、「技術士（環境部門）」を追加することを要望する。

2. 社会への影響の観点

労働安全衛生法の規定に基づく化学物質のリスクアセスメント義務化、特定化学物質障害予防規則等への新規規制物質の追加等の社会的要請に基づき、今後、作業環境測定業務の更なる需要の増加が見込まれる。それにより本業務分野において今後必要とされる人材を、新たに技術士（環境部門）の人材によって補うことができる。

技術士（環境部門）の技術的専門知識と高等の応用能力および豊富な実務経験を活用した高度な作業環境測定の実装が期待できる。また、未規制物質等の非定常的課題への対応能力の向上が期待できる。

② 「公害防止管理者（水質関係）」の受験資格として「技術士（生物工学部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」では、公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資することを目的として、特定工場においては、公害防止管理者を選任しなければならないと定められている。

公害防止管理者には、「大気関係」、「水質関係」、「騒音・振動関係」、「粉じん関係」、「ダイオキシン類関係」の区分があり、大気と水質は工場規模等により第1類～第4類の区分がある。公害防止管理者は、区分ごとの有資格者の中から選任しなければならない。また、選任されるための資格は、国家試験合格または資格認定講習修了のいずれかである。

水質汚濁防止法上の特定事業場は264,924件（2016.3.31現在。環境省「平成27年度水質汚濁防止法等の施行状況」より）である。このうち、特定工場として公害防止管理者を選任して届け出ているのは、33,947事業場（環境省「平成27年度水質汚濁物質排出量総合調査 調査結果報告書」より）である。これに対し、公害防止管理者（水質関係）の有資格者は、累計で約30万人（国家試験合格者174,415名（S46～H28）＋講習修了者94,523名（S46～H18））であるが、試験・講習実施機関である（一社）産業環境管理協会が経済産業省に提出した「公害防止管理者制度の実情」によると2009年時点ですでに60歳超が5割ほどであり、元々有資格者が多い団塊世代のリタイアにより、現在では被選任可能な有資格者は急激に減少していると推定される。

2) 要望事項

「公害防止管理者等資格認定講習」の受講資格のうち水質関係第1種・第2種・第3種・第4種の技術資格として、現在は技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）（農業部門）（応用理学部門）（環境部門）が指定されているが、これに技術士（生物工学部門）を追加することを要望する。

2. 社会への影響の観点

公害防止管理者国家試験（水質関係第1種）と技術士試験（生物工学部門）では、双方に共通する事項が多く、技術士（生物工学部門）保有者は、公害防止管理者（水質関係第1種）と共通した基礎知識を有していると言える。したがって、技術士（生物工学部門）の高度な技術経験知識を活用した高度な公害防止技術の社会実装が期待できる。

また、技術士（生物工学部門）を受講資格として加えることで、団塊世代大量リタイア等により生じている有資格者不足を補うことができる。

③ 「環境計量士」の資格登録に必要な条件として「技術士（環境部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

計量法は、「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与する」ことを目的として設置された。計量法では、計量に関する専門的な知識と技術を有する者に「計量士の国家資格を与え、計量器の検査、その他の計量管理に係る分野の職務を担当させ、計量法の円滑な施行と適正な計量の実施の確保に寄与させること」としている。経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録することになっている。

経済産業省令で定める計量士の区分は、次のとおりであり、本提案の対象とする資格は、「環境計量士」である。

①濃度に係る計量士（以下「環境計量士（濃度関係）」という。）

②音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量士（以下「環境計量士（騒音・振動関係）」という。）

③上記以外のものに係る計量士（以下「一般計量士」という。）

一方、環境計量士の登録者数（平成 26 年度末）については、濃度関係が約 9,590 名、騒音・振動関係が約 2,860 名、旧法下の環境計量士（濃度/騒音・振動の区分以前）が約 7,000 名という数字がある。環境計量証明事業者の登録数（平成 28 年度）は、約 4,900 事業者となっており、十分な有資格者の確保ができていない事業所も多い可能性がある。また、旧法下の環境計量士（濃度/騒音・振動の区分以前）の高齢化が進み、今後、新たな環境計量士の確保が不可欠である。

2) 要望事項

環境計量士の登録に必要な条件は、国家試験に合格し、かつ、経済産業省令で定められているいずれかの条件を満たしていることである。後者の条件として、区分に応じた実務経験などのほか、濃度関係では技術士（衛生工学部門）の登録、騒音・振動関係では技術士（応用理学部門（物理及び化学））の登録が認められている。これに、濃度関係及び騒音・振動関係の両区分で、技術士（環境部門）の登録を追加することを要望する。

2. 社会への影響の観点

技術士（環境部門）の高度な技術経験知識を活用した、高度な環境計量技術の社会実装が期待できるとともに、技術士（環境部門）を追加することにより、有資格者の大量リタイア等により生じている環境計量士有資格者不足を補うことができる。

④ 「廃棄物処理施設技術管理者」資格取得条件として「技術士（環境部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）は、「廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること」を目的として設置された環境省が所管する法律である。廃掃法では、廃棄物処理施設を適正に維持管理するため、廃棄物処理施設技術管理者を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（環境省令）第 17 条に示された資格を有する者の中から選任することになっている。

なお、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環 96 号」（平成 12 年 12 月 28 日）において、『技術管理者等の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進するために重要であり、かかる観点から、廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習等を修了することが望ましいものであること。』と示され、（一財）日本環境衛生センターの講習を受講するよう求めている。

廃棄物処理施設技術管理者は、廃棄物諸施設に設置が義務づけられており、廃棄物処理施設の数、平成 28 年 4 月現在、以下の通りとなっている。

- ・ 中間処理施設数 18,726 件（対前年 64 件増）
- ・ 最終処分場数 1,803 件（対前年 24 件減）

2) 要望事項

「廃棄物処理施設技術管理者」となるための資格として、技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）に加えて、技術士（環境部門）を追加することを要望する。

2. 社会への影響の観点

廃棄物処理施設技術管理者講習と技術士二次試験（環境部門）の試験内容はベースとなる事項では通底する事項が多く、技術士（環境部門）の登録者は、廃棄物処理施設技術管理者講習と共通した基礎知識を有しているといえる。少なくとも経験が不要とされる技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）と比べても遜色ない。したがって、技術士（環境部門）の登録者については、技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）の登録者と同様に、実務に従事した経験を必要としない資格として、環境省令で定める資格のひとつに加えることは妥当であると考えられる。

2) 専門委員としての活用領域の拡大

現在、技術士は、裁判における専門委員等としての支援や、国際協力機構（JICA）や中小企業基盤整備機構（中小機構）等の各種プロジェクトにおける専門委員等としての参画など、その専門的知識、経験等を活かしたアドバイザー的な業務に従事している。

司法支援を除き、これらの活動は技術士個人としての活動にとどまっていることから、今後、技術士の専門委員等としての活動を拡大するため、日本技術士会が組織的に関係省庁、関係独立行政法人、関係地方公共団体等へ働きかけ技術士の活用拡大を図ってゆきたい。

以下に一例として、司法支援の現状と法改正に基づく専門委員制度の導入の例示を示す。

(1) 司法支援

① 経緯

近年、裁判所に持ち込まれる紛争について専門的知見を要するものが多くなってきたことから、2003年の民事訴訟法の改正により「専門委員制度」が導入された。この改正を受け、日本技術士会における司法支援について最高裁判所民事局と協議を行い、現在、最高裁から高裁、地裁への通知に基づき司法支援が実施されている。

② 具体的な支援状況

具体的には技術士会の支援人材を事前登録し、裁判所からの個別の依頼を受け、専門委員、鑑定人、または調停委員を推薦し、裁判所の非常勤職員として訴訟案件を支援している。登録人数は2019年末で、実数274名、延べ409名であり、実績は年数件から10件程度と少ないが今後拡大することが求められている。

(2) 特許法の一部改正

① 経緯

デジタル革命により、オープンイノベーションが進む中、中小・ベンチャー企業等の飛躍するチャンスが期待されている。こうした中、特許等の権利による紛争等に対応するため、産業財産権の訴訟制度の改善を行うとともに、意匠制度等を強化した。

② 具体的な支援状況

中立な技術専門家が現地調査（工場等への立入り）を行う制度（査証）が創設されたことから、技術専門家として技術士の登用が期待できる。

(3) 中小企業経営強化法の一部改正

① 経緯

自然災害の頻発、経営者の高齢化等の中小企業を巡る環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業が単独で又は連携して行う事業継続強化に対する支援等を行う。

② 具体的な支援状況

社外の高度人材を活用して行う新事業分野開拓に関する計画の認定制度を創設し、課税の特例等の支援措置を講ずる。社外高度人材としてはプログラマー、エンジニア、弁護士等が挙げられており、技術士の登用が期待できる。

3) 発注者の技術士取得促進

国土交通省を始め各省庁、東京都、横浜市などの自治体職員やNEXCOなど国が出資している会社では、技術士取得を奨励している例があるが、あくまでも個人レベル（上司・本人）の動機付けであり、制度として資格取得促進事例はない。したがって、これらの団体から日本技術士会への入会も少ないと思われる。

一方、公共事業改正品確法第7条3項に公共事業の発注者の責務として「知識又は技術を要する職員の育成及び確保の努力義務」が記載された。これは、国土交通省や自治体職員が技術士などの資格を取得することを含む幅広い努力義務として捉えられる可能性があり、関係省庁への働きかけを行ってゆく。

4) 教育機関への技術士登用

技術系人材育成の観点から高専や実務系の大学及び、国土交通大学などの省庁大学校について、協定を結び、実務者としての技術士が教育機関へ登用される可能性について検討する。これにより大学などの教育機関は、技術士を多く排出することにより学生集めにつながり、技術士も受験者増や知名度アップにつながる可能性がある。

1. 5 今後の進め方

次年度は、①資格活用領域の拡大に向けた要望書の提出、②専門委員としての活用領域の拡大、③発注者の技術士取得促進、④教育機関への技術士登用の4本を柱として具体的な活動を展開する計画である。

別表 - 1 技術士資格の公的活用

(1) 中央省庁

所管省庁	資格の名称	区分	該当技術部門（選択科目）
総務省	「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(調達する作業内容ごとの人材に関する要求要件)	技術士	情報工学、上記を選択科目とする総合技術監理
厚生労働省	水道の布設工事監督者（水道法）	第二次試験合格者	上下水道（上水道及び工業用水道、水道環境）(ただし1年(簡易水道は6ヶ月)以上の水道に関する技術上の実務経験)
	労働災害防止のため建設工事などの計画に参画させる有資格者（労働安全衛生法）	第二次試験合格者	建設
	労働契約期間の特例(専門的知識等を有する労働者)(労働基準法)	技術士	全技術部門
農林水産省	土地改良事業の審査のため農林水産省等が委嘱する専門技術者（土地改良法）	第二次試験合格者	農業(農業土木、農村地域計画、農村環境)
〃（林野庁）	森林整備保全事業に係る現場技術業務の管理技術者(森林整備保全事業に係る現場技術業務委託実施要領)	技術士	森林(森林土木、林業、森林環境)
〃（〃）	森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領に定める技術者(森林整備保全事業の調査、測量、設計等を外注する場合の取扱要領)	技術士	森林(森林土木)
経済産業省	ダム水路主任技術者の選任の許可の要件(電気事業法)	第一次試験合格者	建設
		第二次試験合格者	建設、農業(農業土木)、上記を選択科目とする総合技術監理
〃（中小企業庁）	中小企業・ベンチャー総合支援事業派遣専門家として登録される専門家(中小企業支援法)	技術士	全技術部門
国土交通省	設計管理者(鉄道土木、鉄道電気、車両)(鉄道事業法)	第二次試験合格者	機械、電気電子、建設
	宅地造成工事の技術的規準(擁壁、排水施設)の設計者（宅地造成等規制法）	第二次試験合格者	建設
	公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者（下水道法）	第二次試験合格者	上下水道(下水道)
	一般建設業の営業所専任技術者又は主任技術者(建設業法)	第二次試験合格者	機械、電気電子、建設、上下水道、衛生工学、農業(農業土木)、森林(林業、森林土木)、水産(水産土木)、上記を選択科目とする総合技術監理
	特定建設業の営業所専任技術者又は監理技術者(建設業法)	第二次試験合格者	機械、電気電子、建設、上下水道、衛生工学、農業(農業土木)、森林(林業、森林土木)、水産(水産土木)、上記を選択科目とする総合技術監理
	建設コンサルタントとして国土交通省に部門登録をする場合の専任技術管理者(建設コンサルタント登録規程)	技術士	機械(機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器)、電気電子、建設、上下水道(上水道及び工業用水道、下水道)、衛生工学(廃棄物管理)、農業(農業土木)、森林(森林土木)、水産(水産土木)、応用理学部門(地質)、上記を選択科目とする総合技術監理
	地質調査業者として国土交通省に登録する場合の技術管理者(地質調査業登録規程)	技術士	建設(土質及び基礎)、応用理学(地質)、上記を選択科目とする総合技術監理
	開発許可申請の場合の設計者(都市計画法)	第二次試験合格者	建設、上下水道、衛生工学(ただし宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験)
国土交通省・環境省	公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者(下水道法)	第二次試験合格者	上下水道(下水道)、衛生工学(水質管理、廃棄物管理(汚物処理を含む))

※ 技術部門名のみは当該選択科目のすべてが対象

(2) 地方自治体

自治体名	資格の名称	区分	該当技術部門（選択科目）
大阪府 埼玉県 千葉県 東京都 川崎市 那覇市 他	廃棄物処理施設の技術管理者	技術士	化学、上下水道、衛生工学、その他の技術部門（ただし1年以上の実務経験）
東京都環境局	指定地球温暖化対策事業所の技術管理者（環境確保条例）	技術士（省エネルギー診断を実施する能力を有していること及び都の定める講習会修了者）	機械、電気電子、建設、衛生工学、環境、総合技術監理（機械、電気電子、建設、衛生工学、環境）
東京都環境局	東京都1種公害防止管理者（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）	技術士（東京都1種公害防止管理者講習会修了者）	全技術部門
各都道府県等	被災宅地危険度判定士	第二次試験合格者（被災宅地危険度判定士講習会修了者）	建設、上下水道又は衛生工学（2年以上の宅地開発に関する実務経験）

(3) その他

所管	資格の名称	区分	内容
裁判所	裁判所（鑑定人、専門委員、調停委員）	技術士	<p>各裁判所から鑑定人等の推薦依頼があった場合など、下記の司法支援を行なう。採用が決まると裁判所との間で個人契約となる。</p> <p>(1) 鑑定人 求められた鑑定事項に専門家の立場からの意見を述べる。鑑定書の提出を求められるのが一般的である。年齢制限はない。</p> <p>(2) 専門委員 裁判所が任命する非常勤の裁判所職員（特別職の国家公務員）として、指定を受けた事件について各訴訟手続きで必要な専門的知見に基づく説明を行う。任期2年で、年齢制限はない。</p> <p>(3) 調停委員 身分は、専門委員と同様に裁判所が任命する非常勤の裁判所職員で、裁判官と調停委員により構成される調停委員会のメンバーとして、訴訟よりは簡易な手続である調停に専門家の立場から関与する。40歳以上70歳未満の年齢制限がある。</p>
林野庁	地域林政アドバイザー	技術士（森林）	<p>市町村の森林・林業行政全般又は一部について、知識・経験を元にアドバイス等を行う。具体的な事例を挙げれば以下の通り。（あくまで施策の企画立案や所有者等への指導といった施策にかかわる事務を対象としており、単なる巡視などの単純な事務は対象としない。）</p> <p>①伐採・造林の指導・監督補助（現地確認、事業体指導） ②森林経営計画の認定支援（現地確認、事業体指導） ③民有林における地籍調査、境界明確化活動の支援 ④市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注補助 ⑤森林 GIS、林地台帳システムの整備、メンテナンス （新たな土地所有届出や所有者からの修正申出を踏まえたデータの更新） ⑥路網の整備・管理計画の策定 ⑦市町村森林計画及び構想の作成支援</p>

別紙 - 2 他の主な公的資格取得上の免除等

所管省庁	資格の名称	免除事項	区分	該当技術部門（選択科目）
総務省	消防設備士(甲種・乙種)	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	機械、電気電子、化学、衛生工学
		甲種受験資格を認定		全技術部門
	消防設備点検資格者（特種・第1種・第2種）	受講資格を認定	第二次試験合格者	機械、電気電子、化学、上下水道、衛生工学
厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	受講資格を認定	技術士	機械、電気電子、上下水道、衛生工学
	労働安全コンサルタント	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	機械、船舶・海洋、航空・宇宙、電気電子、化学、金属、資源工学、建設、農業(農芸化学、農業土木)、森林(森林土木)、経営工学(生産マネジメント)
		受験資格を認定		全技術部門
	労働衛生コンサルタント	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	衛生工学
		受験資格を認定		全技術部門
作業環境測定士(第1種・第2種)	筆記試験一部免除	技術士	化学、金属、衛生工学、応用理学	
	受験資格を認定	第二次試験合格者	全技術部門	
厚生労働省・環境省	廃棄物処理施設技術管理者	申請資格を認定	技術士	化学、上下水道、衛生工学上記技術部門以外は、1年以上の廃棄物の処理に関する技術上の実務経験
経済産業省	中小企業診断士	筆記試験一部免除	第二次試験合格者	情報工学
	ボイラー・タービン主任技術者(第1種・第2種)	申請資格を認定	第二次試験合格者	機械 (第1種:第二次試験合格後にボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に係わる6年以上の実務経験、うち発電用の設備(電気工作物に限る。)に係わる6年以上の実務経験、うち、圧力 5,880 キロパスカル以上の発電用の設備に係わる 3 年以上の実務経験)(第2種:第二次試験合格後にボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は、燃料電池設備(最高使用圧力が98キロパスカル以上のもの)の工事、維持又は運用に係わる 3 年以上の実務経験、うち発電用の設備(電気工作物に限る。)に係わる3 年以上の実務経験
// (特許庁)	弁理士	筆記試験(論文式)一部免除	技術士	全技術部門
国土交通省	気象予報士	学科試験免除	技術士	応用理学(3 年以上の予報業務に従事)
	土木施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	建設、上下水道、農業(農業土木)、森林(森林土木)、水産(水産土木)、 上記を選択科目とする総合技術監理
	電気工事施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	電気電子、建設、上記を選択科目とする総合技術監理
	管工事施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	機械(熱工学、流体工学)、上下水道、衛生工学、 上記を選択科目とする総合技術監理
	電気通信工事施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	電気電子、上記を選択科目とする総合技術監理
	造園施工管理技士(1級・2級)	学科試験免除	第二次試験合格者	建設、農業(農業土木)、森林(林業、森林土木)、 上記を選択科目とする総合技術監理
	土地区画整理士	学科試験免除	第二次試験合格者	建設(都市及び地方計画)

所管省庁	資格の名称	免除事項	区分	該当技術部門（選択科目）
国土交通省	公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に基づき、技術者資格登録簿に掲載の資格		技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)に	
	地すべり防止工事士	一次試験一部免除	技術士	建設(土質及び基礎、河川、砂防及び海岸・海洋、道路)、農業(農業土木)、森林(森林土木)、応用理学(地球物理及び地球化学、地質)、環境
	<p>※その他下記の資格においても受験資格、受講資格認定等の優遇措置あり。</p> <p>上級土木技術者(コースA) 鋼・コンクリート、地盤・基礎、流域・都市、交通)、海岸・海洋、トンネル・地下、橋梁)、(上級土木技術者(コースB) 鋼・コンクリート、地盤・基礎、河川・流域、</p> <p>(1級土木技術者(コースA) (鋼・コンクリート、地盤・基礎、流域・都市、交通)、</p> <p>1級土木技術者(コース(鋼・コンクリート、地盤・基礎、河川・流域、海岸・海洋、トンネル・地下、橋梁)、B)、</p> <p>道路橋点検士、道路橋点検士補、構造物診断士(1級・2級)、土木鋼構造診断士、土木鋼構造診断士補、</p> <p>コンクリート構造診断士、コンクリート診断士、砂防・急傾斜管理技術者、空港土木施設点検評価技士、</p> <p>登録ランドスケープアーキテクト(RLA)、下水道管路管理主任技士、高速道路点検診断士(土木)、舗装診断士、</p> <p>地盤品質判定士、1級ビオトープ施工管理士、1級ビオトープ計画管理士、道路標識点検診断士</p>			
(公社)日本推進技術協会	推進工事技士	一次試験免除	第二次試験合格者	建設、上下水道
(一社)日本道路建設業協会	舗装施工管理技術者(1級・2級)	受験資格を認定	第二次試験合格者	建設 (1級:1年以上の指導監督的実務経験) (2級:年数は問わないが実務経験が必要)
環境省	環境カウンセラー	登録審査の加算要素の一つとして認定	技術士技術士補	環境、衛生工学等環境関連部門
経済産業省 環境省	特定工場における公害防止管理者(ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、振動発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、ダイオキシン類発生施設)	受講資格を認定	技術士	機械(機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械)、化学、金属(鉄鋼生産システム、非鉄生産システム)、上下水道、衛生工学(大気管理、水質管理)、農業(農芸化学)、応用理学(物理及び化学)、環境(環境保全計画、環境測定)

※ 技術部門名のみは当該選択科目のすべてが対象